

聖籠町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月12日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第2号

聖籠町財務規則の一部を改正する規則

聖籠町財務規則（平成3年聖籠町規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記1建設工事請負基準約款別表中「1.05」を「1.08」に改める。

第83号様式の1から85号様式の2までの規定中「105分の5」を「108分の8」に改める。

第88号様式の1及び第88号様式の2中「105分の100」を「108分の100」に改める。

第88号様式の3から第88号様式の8までの規定中「100分の5」を「100分の8」に、「105分の100」を「108分の100」に改める。

第89号様式の1及び第89号様式の2中「100/105」を「100/108」に改める。

第90号様式の1から第90号様式の3までの規定中「5%」を「8%」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。